

平成 29 年 天草市農業委員会第 7 回総会議事録

平成 29 年 7 月 25 日天草市役所別館 C 会議室に招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである（10 名）

1 番	鶴田雄士君	2 番	稲田秀敏君
3 番	山本隆久君	4 番	君
5 番	宮崎義一君	6 番	黒川紀世子君
7 番	松下二六一君	8 番	君
9 番	本田実君	10 番	君
11 番	嶋田浩二君	12 番	富崎ますみ君
13 番	中川徹君		

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（3 名）

4 番	中村三千人君	8 番	井島安一君
10 番	小堀田幸一君		

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（7 名）

事務局長	山並正	局長補佐	藤本寿
参事	小松通利	主任	寺澤大介
主査	田中剛史	主査	柿塚一
主査	大林喜光		

4、議事日程

開 会

日程第 1	議事録署名委員の指名について
日程第 2	議第 38 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 3	議第 39 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 4	議第 40 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 5	議第 41 号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
日程第 6	議第 42 号 非農地通知書交付申請について
日程第 7	報告事項について

閉 会

開 議 午後2時00分

○事務局（山並正君） 皆さん、こんにちは。ただいまから平成29年天草市農業委員会第7回総会を開催いたします。

それでは鶴田会長からご挨拶をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） 皆さん、こんにちは。お忙しい中に出席いただきありがとうございます。梅雨明け十日と申しますが、暑い日が続いております。熱中症には気を付けていただきたいと思います。6日に都市協議会がありまして、私と山並事務局長が出席しました。その際に、県農業会議の局長より、農業委員と最適化推進委員に全国農業新聞の推進をお願いしますと言われました。まだ購読されていない方がいらっしゃいましたら、購読をお願いします。本日もよろしくをお願いします。

○事務局（山並正君） ありがとうございました。本日は、4番、中村委員、8番、井島委員、10番、小堀田委員から欠席の届が出ております。過半数の委員が出席でございますので、本日の総会は成立しております。それでは以降の議事の進行につきまして、会長をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） それでは、これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） それでは、3番、山本委員、5番、宮崎委員を指名致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第2、議第38号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（大林喜光君） 資料②の1ページをご覧ください。1番について説明します。深海町の譲受人は深海町の譲渡人より、深海町の畑595㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した浅海小学校から東へ約200m、青色で着色した県道本渡牛深線の南側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。資料③の1ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 2番について説明します。有明町の譲受人は熊本市の譲渡人より、有明町の田 551 m²を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草市有明支所から東へ約 900m、青色で着色した国道 324 号線の南側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 3番について説明します。有明町の譲受人は有明町の譲渡人より、有明町の畑 1,288 m²を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した浦和小学校から南へ約 1.5km、青色で着色した国道 324 号線の南東側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 4番について説明します。倉岳町の譲受人は倉岳町の譲渡人より、倉岳町の田8,917㎡、畑2,471㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草高校倉岳校から北西へ約800m、また、南西へ約700m、青色で着色した国道266号線の北側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には水稲及びシモン芋を栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました4番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、5番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（大林喜光君） 資料②の2ページをお開きください。5番について説明します。新和町の譲受人は亀場町の譲渡人より、新和町の田6,080㎡と畑473㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草市役所新和支所から西へ約3.5km、青色で着色した県道碓石中田線の西側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には水稲及び野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました5番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、6番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（大林喜光君） 資料②の3ページをお開きください。6番について説明します。

五和町の譲受人は埼玉県飯能市の譲渡人より、五和町の畑 535 m²を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草市役所五和支所から南西へ約 1km、青色で着色した国道 324 号線の西側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。資料③の 2 ページをお開きください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には果樹を栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 6 番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、7 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（大林喜光君） 7 番について説明します。五和町の譲受人は大阪府豊中市の譲渡人より、五和町の畑 1,995 m²を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草市役所五和支所から北東へ約 1.5km、青色で着色した国道 324 号線の東側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 7 番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第 3、議第 39 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは 1 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（小松通利君） 資料②の 4 ページをお開きください。1 番について説明します。

転用者は本渡町の個人で本渡町の畑 84 m²を宅地へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。

ださい。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した本渡中学校から北へ約 700m、青色で着色した国道 324 号線の東側にある農地です。申請地は概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第 2 種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真です。次が配置・排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、貸倉庫としての需要が見込めるため、倉庫を建設し利用する計画です。資料③の 3 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。現地は、既に貸倉庫として利用されているため始末書が添付されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 1 番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、2 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（大林喜光君） 2 番について説明します。転用者は牛深町の個人で、牛深町の畑 103 m²を駐車場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した旧茂串小学校から南へ約 600m、青色で着色した県道牛深天草線の東側にある農地です。申請地は概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第 2 種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置・排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、駐車場がなく不便なため、3 台分の駐車場を整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。既に駐車場として整備されているため始末書が添付されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 2 番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第 4、議第 40 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは 1 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（小松通利君） 資料②の5ページをお開きください。1番について説明します。

転用者は福岡県糟屋郡篠栗町の個人で、八幡町の畑338㎡を交換により取得し、貸駐車場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草市役所別館から南へ約400m、青色で着色した国道324号線の東側にある農地です。申請地は都市計画区域の用途地域に位置するため、第3種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置・排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、近隣の住民や事業所からの需要に応えるため、貸駐車場として整備し利用する計画です。資料③の4ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（小松通利君） 2番について説明します。転用者は本渡町の個人で、本渡町の畑82.46㎡を売買により取得し、通路へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した本渡中学校から西へ約500m、青色で着色した国道324号線の東側にある農地です。申請地は都市計画区域の用途地域に位置するため、第3種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置・排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、自宅への車両の進入が困難なため、自宅までの進入路として整備し利用する計画です。資料③をご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（小松通利君） 3番について説明します。転用者は楠浦町の個人で、楠浦町の畑

700㎡を売買により取得し、宅地へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した楠浦小学校から北へ約500m、青色で着色した県道本渡牛深線の西側にある農地です。申請地は概ね10ha以上の広がりがある第1種農地です。第1種農地は原則転用許可できませんが、集落接続の例外規定が適用され許可することが可能です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置・排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、現在の住まいのすぐそばに崖があり危険であるため、申請地へ住宅2棟を建設し、残地を駐車場6台分と庭として利用する計画です。資料③をご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。現地は、既に資料置き場として利用されているため、始末書が添付されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第5、議第41号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてを議題と致します。それでは事務局より一括して説明をお願い致します。

○事務局（小松通利君） 議第41号について説明します。資料②の6ページからご説明いたします。所有権移転の計画が1件、利用権の新規設定の計画が10件、再設定の計画が1件、合計12件で、総面積は21,908㎡となっております。所有権移転の計画1件は、五和町の個人が贈与により取得するものです。以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人並びに農地所有適格法人以外の法人であり、資料②の11ページの審査資料の各要件を全て満たしております。以上です。

○議長（鶴田雄士君） それでは、ただいま説明がありました利用権設定12件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は計画のとおり決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第 6、議第 42 号、非農地通知書交付申請についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（小松通利君） 議第 42 号について説明します。資料②の 12 ページをお開きください。非農地通知書交付申請件数が、五和町 3 件、佐伊津町 2 件、本渡町 1 件、筆数は全体で 6 筆、面積は合計で 3,590 m²となっております。現地確認を実施し、13 ページの「農地に該当するか否かの判断基準」に照らした結果を現況地目欄に表示しております。今回の農地は、(1) の農地に復元するための物理的な条件が著しく困難なもの、に該当する可能性があると思われます。スクリーンをご覧ください。1 番の申請地周辺の地図です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。2 番の申請地周辺の地図です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。次が 3 番の申請地周辺の地図です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。次が 4 番、5 番の申請地周辺の地図です。次が 4 番の航空写真です。次が 4 番の現地の写真になります。次が 5 番の航空写真です。次が 5 番の現地の写真になります。次が 6 番の申請地周辺の地図です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ご意見があれば伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。議案のとおり認定することにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので山林として認定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第 7、報告事項について事務局より報告をお願い致します。

○事務局（小松通利君） 報告事項につきましては、資料②の 14 ページに記載しております。農地利用・形状変更届については、ございませんでした。第 4 条の許可不要転用届につきましては、新和町 1 件、農作業道を整備したいというものでした。第 5 条の許可不要転用届については、倉岳町 1 件、河浦町 1 件、ともに携帯電話の無線基地局を設置したいというものでした。以上です。

これで、本日提案されました案件につきまして審議を全て終了致しました。

これをもちまして、平成 29 年天草市農業委員会第 7 回総会を閉会致します。

午後 3 時 00 分

閉 会

天草市農業委員会総会会議規則第17条第2項の規定により署名する。

会 長 鶴田雄士

署名委員 宮崎義一

署名委員 山本隆久